

商品概要説明書

福岡中央銀行

(2025 年 4 月 1 日現在)

1.商品名	福中銀 相続定期預金パック
2.預入対象	当行または他行等で相続手続き完了後 1 年以内、 又は、当行相続定期預金満期金からお預け入れの個人
3.利用条件	- 本預金にお預入れと同時に、投資信託を 25 万円以上ご購入いただくこと。 ※本預金満期後に再度本預金にお預入れいただくことはできません。 - お申込時に相続預金をお受取りになられた通帳、金融機関に提出した相続届、遺言書、遺産分割協議書など「金融機関での相続手続き完了時期」「お預入れされる方が相続人で あること」「相続金受取金額」を確認できる書類（写）のご提示が必要です。
4.投資信託に 関する留意点	- 投資信託のご購入に際しては、「商品リーフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」等を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。「商品リーフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「目論見書補完書面」等は福岡中央銀行本支店等にご用意しています。 - 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(申込手数料、換金時の手数料、信託財産留保額)が合計でお取引金額の最大 3.6%(消費税込) 必要です。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年率 1.925%(消費税込)を信託報酬として、その他に運用状況等により変動するため事前に料率、上限額を示すことのできない監査費用や組入有価証券の売買にかかる売買委託手数料等をその他諸費用として信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。 - 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。 - 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。 - 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、福岡中央銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 - 福岡中央銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。 - 対象となる投資信託につきましては、店頭までお問い合わせください。 - 投資信託の購入金額は 25 万円以上(申込手数料、消費税含む)です。 - 販売会社情報 〔商 号 等〕株式会社福岡中央銀行(登録金融機関) 〔登録番号〕福岡財務支局長(登金)第 14 号 〔加入協会〕日本証券業協会
5.預入種類	スーパー定期預金 自動継続型
6.預入期間	3 ヶ月
7.預入方法	
(1)預入方法	一括入金
(2)預入金額	25 万円以上、投資信託購入金額(申込手数料、消費税含む)まで かつ、本預金にお預入れの金額と投資信託購入金額の合計が、「相続により取得された資金」または相続定期預金満期金額の範囲内
(3)預入単位	25 万円以上 1 円単位
8.払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
9.利息	
(1)適用利率	固定金利 期間 3 ヶ月:年利 5.0%(税引き前) 初回満期日以降は継続日当日の店頭表示金利での継続となります。
(2)利払頻度	スーパー定期預金に準じます。
(3)計算方法	付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算

10.利息に係る税金	・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%) ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことにより、マル優(非課税)制度がご利用できます。
11.付加できる特約事項	・総合口座でお預入れの定期預金は、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率) ・マル優(非課税)制度の取扱いができます。
12.定期預金中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約時の普通預金利率を適用します。 (少数点第4位以下切捨て)
13.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109 または 03-5252-3772
14.苦情処理措置および紛争解決措置	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 連絡先：証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号：0120-64-5005
15.金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード及び、インターネット上のホームページをご覧ください、または店頭にお問い合わせください。
16.その他の参考となる事項	・ATM、インターネット・モバイルバンキングでのお取引は対象外とさせていただきます。 ・自動継続後の利率は、継続時のスーパー定期預金店頭表示金利を適用します。 ・特別金利は、今後の金利情勢、その他の事情により変更する場合があります。 ・特別金利は、投資信託と定期預金を同時申込の場合に適用します。 ・本定期預金は、定期預金通帳または総合口座通帳にて取扱います。 ※証書の発行は行いません。
17.預金保険	本預金は、預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金と合算して、1金融機関につき1預金者あたり、元本 1,000 万円とその利息が保護されます。